

第260回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成24年4月2日（月） 13：33～13：55
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

国に要請していた可搬型モニタリングポスト545台が3月末から運用を開始され、文部科学省のホームページでデータが公開されている。それに伴い、4月1日より、県の環境放射能測定結果の公表方法も一部改めている。

各地方振興局の測定地点と県内各地方モニタリング測定地点にモニタリングポストを合計563台設置しており、各地方別に概要をまとめている。

測定値の状況は、最小値は、南会津地方で、南会津町のリゾートイン台鞍の0.02 μ Sv/h、最大値は、相双地方で、大熊町の夫沢三区地区集会所で、40.92 μ Sv/hとなっている。

なお、測定地点数に一部誤りがあり、県南地方は51地点から50地点、いわき地方は49地点から50地点ということで訂正させていただく。

（2）ワンストップ相談窓口 週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

先週の相談件数は304件。

内容については、警戒区域の見直しについての要望ということで、町民の意見を聞く場所を設けてほしい、早く決めてほしい等の要望が出ている。また、除染方法に関する問い合わせや家の除染に対する助成金に関する問い合わせもきており、その他にも、被災地の現状を伝える場や、今後どのような対策をすべきか話をする講演会を増やしてほしい、といった要望も出ている。

（3）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は33件。

内容としては、平成23年産米の特別隔離対策や作付制限に関するものが10件、損害賠償に関する問い合わせが5件、野菜の作付に関するものが3件、等である。

具体的な内容は、平成23年産米の特別隔離対策についての価格や対象となる地区、賞味期間などについてである。価格と自分で売っている価格との間に差額が生じた場合に損害賠償請求ができること等の回答をしている。

(4) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

先週の相談件数は344件。先々週が326件なのでほぼ横ばいの件数となっている。地域別・種類別では、中通り地方の個人の方の件数が多くなっている。資料の「3 問い合わせ内容」についてだが、「賠償手続き」の分類では、主に自主避難の方からのさまざまな手続きや要望、「その他」の分類では県南・会津地方に関する賠償や県からの給付を巡りさまざまな意見が寄せられている。

(5) 経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は16件。

相談内容は、「就職」の項目では、現在休業補償を受けている避難者からの就職相談などがあった。

(6) 警戒区域等の見直しについて

原子力災害現地対策本部：口頭により説明

3月30日に東京の原子力災害対策本部において区域の見直しに関する決定がなされ、田村市と川内村においては4月1日より、南相馬市においては4月16日より警戒区域が解除され、新たな区域が設定されることとなった。現地対策本部としても、関係自治体や関係機関の支援をいただきながら、住民の方が早く故郷に戻るよう環境整備に努めていきたい。

(7) 雪による被害状況について

事務局：別紙資料により説明

積雪量が減ってきているので、今回が最終報とさせていただきたい。災害対策本部の設置状況についてだが、会津坂下町が3月30日、三島町が3月31日にそれぞれ災害対策本部を解散した。喜多方市と西会津町は解散せず継続するが、今回をもって最終報としたい。

(8) 北朝鮮による人工衛星の打上げについて

知事直轄理事：別紙資料により説明

現在の状況と今後の対応について説明したい。北朝鮮から地球観測衛星の打上げのための事前通報があった。衛星の概要だが、発射スケジュールは4月12日(木)～16日(月)の間、時間帯は午前7時～午前12時までの間となっている。

発射場所は、資料記載の北朝鮮国内の発射場である。通報における落下区域は、資料裏面に記載された地図のとおり、一段目の切り離しは韓国南部西方沖合(資料

の斜線部分)、二段目の切り離しは、フィリピン島の東方の沖合(資料の斜線部分)になる。落下区域に本県は含まれていないが、万が一の事態に備え、各部局連携した情報収集等にあたる他、できれば今週中に総合安全管理室員会議を開催し情報共有や対応のシュミレーションを行い、県民の安全安心を確保する観点から対応に万全を期していきたい。

(9) 環境回復プロジェクト

生活環境部長：別紙資料により説明

環境回復プロジェクトは3月22日に募集を開始した。現段階の募集の状況だが、2日間の活動日のうち4月7日については、全国に向けて募集をしたボランティアの方々が県内外を含めて95名、地域住民の方が100名程度集まっているという状況である。4月14日については、まだ若干県内外のボランティアの方が100名に至っていないという状況である。かなり広い敷地の除染作業を行うということになるので、引き続きボランティアの方々のご協力をお願いしていきたい。福島市の社会福祉協議会のホームページに国と県が共同設置している除染情報プラザの登録フォームの方から受付をできることになっているので、そちらの方での登録をお願いしたいと思っている。

知事：

全国のボランティアはどのようにして募集しているのか。

生活環境部長：

福島市が前回いろいろなボランティア活動を行ったときに、全国のボランティアの方から「次回も是非声をかけてほしい」との話があり、そうした方を中心として声をかけをしている。県としては、それ以外の方にも広く参加していただけるよう、広く周知している。

知事：

除染のボランティアは、市と連携しながら全国に声かけが必要と考える。

生活環境部長：

主催自治体である福島市と連携してやっていきたい。5月以降は福島市以外の市町村とも連携し、県内各地でボランティア活動を展開していく予定である。
全国へのボランティア募集の発信についても、工夫してやっていきたい。

(10) 県警の1年間の活動について

警察本部：別紙資料により説明

震災発生以降、1年間の活動報告を申し上げる。まずはじめに、災害活動に従事した警察官の数は、延べ人員で約124万人となる。内訳は、本県関係が約93万人、全国からの特別派遣部隊が44都道府県から約31万人となっている。

死者数は、1,605人、行方不明者数は214人である。警戒区域内に入る検問の通過車両台数は約128万台である。

避難所等における各種被害、交通事故等の発生状況と警察措置のうち、仮設住宅等の事案については窃盗や器物損壊の被害が生じている。警察の措置としては、避難所等の訪問、防犯教室の開催、警察官立寄所の設置等を行い防犯活動に努めている。交通事故に関しては、避難者が被害者となった事故は、死亡事故は川内村と広野町からの避難者が、それぞれ郡山市と会津若松市で亡くなり、2名の死亡ということになっている。重症事故は南相馬市で1名の被害ということになっている。警察の措置としては、避難所等における参加・体験型交通安全講習会の開催や仮設住宅等居住者に対する個別訪問、交通安全教室の開催等に取り組んでいる。また、仮設住宅における単身世帯の死者数は現在までのところ5名ということになっている。

今後の警察措置に関してだが、捜索活動については関係団体と連携して継続的な捜索活動を実施していきたい。警戒活動は特別派遣部隊や特別警ら隊と連携し避難区域や仮設住宅の警戒警ら活動を実施していきたい。また、昨日、田村市と川内村の警戒区域が解除となったが、昨日から警戒を強化している。防犯対策については、仮設住宅等における防犯対策や交通安全対策等を実施するとともに警察官立寄所の増設、安心安全活動の実施をしていく所存である。

(11) その他報告事項等

生活環境部長：口頭により説明

災害対策本部事務局としてのお願いだが、昨日も深夜に震度5弱の地震が発生した。今後、大規模な余震や津波の可能性もあるので、新体制のもと参集範囲等の確認をしておきたい。

まず、震度6弱以上の地震、または大津波警報が出た場合は、全ての県職員が参集し、ただちに災害対策本部をたちあげる、ということになる。次に、震度5強の地震があった場合の対応は、すべての部局長及び各部局の担当職員が参集し、対応を検討のうえ場合によっては災害対策本部を立ち上げることになる。

新体制においても災害発生時に万全の備えをしていただきたい。災害対策本部事務局職員も人事異動で変わっているので、一覧表を作成し各部局と共有したい。

知事：

旧年度中は本当にご苦勞様でした。新年度になり初めての会議となるが、今年は復興元年ということで、一歩でも二歩でも、復興に向けて進んでいこうという宣言をさせていただいた。今日は新メンバーでの初会合ということで、復興元年の年にふさわしい災害対策本部会議の開催に一層の尽力をお願いします。